

2 前項の延長登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。
3 前百二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による延長登録無効審判の請求について準用する。

4 第六十七条の第三項の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第二号に該当する場合において、その特許権の存続期間に係る延長可能期間を超える期間の延長登録を無効にすべき旨の審判が確定したときは、当該超える期間について、その延長がされなかつたものとみなす。

5 前項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願が特許庁に係属しているときは、当該出願は、取り下げられたものとみなす。
6 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願に係る第六十七条の第三項の延長登録がされているときは、当該延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。

第七 審判官が第六十七条第二項の延長登録の出願に係る事件についてその特許権に係る特許出願の審査においてその査定に審査官として関与したとき、
第百四十四条の二第五項中「第六号」の下に「及び第七号」を、「審判書記官に」の下に「ついで」を加える。

第百五十九条第三項中「及び第六十七条の第三項」を、「第六十七条の第三項から第四項まで及び第六十七条の七第二項から第四項まで」に改め、「場合に」の下に「おける当該審判について」を加える。
第百八十四条の九第六項及び第百八十六条第一項第二号中「第六十七条の第二項」を「第六十七条の五第二項」に改める。

別表第六号を次のように改める。
六 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者
イ 第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合 一件につき四万三千六百円
ロ 第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合 一件につき七万四千円

(商標法の一部改正)
第三条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第三項第一号中「第三条第一項」の下に「(特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替へて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)」を加え、「(以下この項を「次号及び第三号」に改める。)

第三十八條第四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標(書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び觀念を生ずる商標、外觀において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第五十条において同じ。の使用によるもの)のとき、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。

第五十条第一項中「(書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び觀念を生ずる商標、外觀において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。)」を削る。
第七十条第一項中「第三十八條第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)
第四条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第七條の三第一項ただし書中「、飼料用麦(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定(以下「環太平洋協定」という。))の我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。))を原産地とするもの(第八項において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。))及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産地とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第八項において「環太平洋協定原産品」という。))に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量(同表第一三項及び第一四項の間の協定(第八項において「オーストラリア協定」という。))の規定に基づき第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。))の輸入数量(環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。))を別表第一の六第三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量に改め、同表第六項中「飼料用麦であつてオーストラリア」を「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用麦」を「締約国産飼料用麦」に、「オーストラリア産飼料用麦」を「(別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品)に、読み替へる」を、「別表第一の六第一五項」とあるのは「同表第一五項」と読み替へる」に改め、同表第八項中「、飼料用麦を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量(同表第一三項及び第一四項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。))を同表第一三項及び第一四項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量」に改める。

第七條の五を次のように改める。
第七條の五 削除

第七條の六第一項第一号中「第八條の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「告示する数量」の下に「第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。))」を「場合」の下に「平成二十八年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの)に係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約